

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																								
09.02 茶（香味を付けてあるかないかを問わない。） （省 略） <u>この項には、植物学上の茶属（genus <i>Thea</i> (<i>Camellia</i>）の植物から得られる各種の茶を含む。</u> （省 略） この項には、また、「茶(teas)」と呼ばれることもあるが、植物学上の「茶属(genus <i>Thea</i>)」の植物から得られたものではない次のような物品を含まない。例えば、 （ a ）～（ c ）（省 略） 第 29 類 （省 略） 種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表 I . 1961 年の麻薬に関する単一条約の議定書（1972 年議定書により修正）のもとに管理される麻薬 <table><tr><th>Name</th><th>HS subheading</th><th>CAS NO.</th><th>Convention Schedule No.</th></tr><tr><td></td><td>（省 略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>Thebaine salicylate</td><td>2939.11</td><td></td><td>1</td></tr><tr><td><u>Thiofentanyl</u></td><td><u>2934.99</u></td><td></td><td><u>4</u></td></tr><tr><td><u>Thiofentanyl hydrochloride</u></td><td><u>2934.99</u></td><td></td><td><u>4</u></td></tr><tr><td>Tilidine (INN)</td><td>2922.44</td><td>20380-58-9</td><td>1</td></tr><tr><td></td><td>（省 略）</td><td></td><td></td></tr></table> 第 38 類 （省 略）	Name	HS subheading	CAS NO.	Convention Schedule No.		（省 略）			Thebaine salicylate	2939.11		1	<u>Thiofentanyl</u>	<u>2934.99</u>		<u>4</u>	<u>Thiofentanyl hydrochloride</u>	<u>2934.99</u>		<u>4</u>	Tilidine (INN)	2922.44	20380-58-9	1		（省 略）			09.02 茶（香味を付けてあるかないかを問わない。） （同 左） <u>この項には、植物学上の茶属（genus <i>Thea</i>）の灌（かん）木から得られる各種の茶を含む。</u> （同 左） この項には、また、「茶(teas)」と呼ばれることもあるが、植物学上の「茶属(genus <i>Thea</i>)」の灌（かん）木から得られたものではない次のような物品を含まない。例えば、 （ a ）～（ c ）（同 左） 第 29 類 （同 左） 種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表 I . 1961 年の麻薬に関する単一条約の議定書（1972 年議定書により修正）のもとに管理される麻薬 <table><tr><th>Name</th><th>HS subheading</th><th>CAS NO.</th><th>Convention Schedule No.</th></tr><tr><td></td><td>（同 左）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>Thebaine salicylate</td><td>2939.11</td><td></td><td>1</td></tr><tr><td><u>Thiofentanyl</u></td><td><u>2934.91</u></td><td></td><td><u>4</u></td></tr><tr><td><u>Thiofentanyl hydrochloride</u></td><td><u>2934.91</u></td><td></td><td><u>4</u></td></tr><tr><td>Tilidine (INN)</td><td>2922.44</td><td>20380-58-9</td><td>1</td></tr><tr><td></td><td>（同 左）</td><td></td><td></td></tr></table> 第 38 類 （同 左）	Name	HS subheading	CAS NO.	Convention Schedule No.		（同 左）			Thebaine salicylate	2939.11		1	<u>Thiofentanyl</u>	<u>2934.91</u>		<u>4</u>	<u>Thiofentanyl hydrochloride</u>	<u>2934.91</u>		<u>4</u>	Tilidine (INN)	2922.44	20380-58-9	1		（同 左）		
Name	HS subheading	CAS NO.	Convention Schedule No.																																																						
	（省 略）																																																								
Thebaine salicylate	2939.11		1																																																						
<u>Thiofentanyl</u>	<u>2934.99</u>		<u>4</u>																																																						
<u>Thiofentanyl hydrochloride</u>	<u>2934.99</u>		<u>4</u>																																																						
Tilidine (INN)	2922.44	20380-58-9	1																																																						
	（省 略）																																																								
Name	HS subheading	CAS NO.	Convention Schedule No.																																																						
	（同 左）																																																								
Thebaine salicylate	2939.11		1																																																						
<u>Thiofentanyl</u>	<u>2934.91</u>		<u>4</u>																																																						
<u>Thiofentanyl hydrochloride</u>	<u>2934.91</u>		<u>4</u>																																																						
Tilidine (INN)	2922.44	20380-58-9	1																																																						
	（同 左）																																																								

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
総 説 （省 略） 混合物中に「食用品その他の栄養価を有する物質」が単に存在するだけでは、注 1（b）の適用により当該混合物を 38 類から除外するためには十分でない。<u>食品添加物又は反応助剤のように、化学製品としての機能に単に付随して栄養価を持つ物質は、この注における「食用品その他の栄養価を有する物質」には当たらない。注 1（b）により、38 類から除外される混合物は、食料品の調製に使用する種類のものであり栄養価を有するものである。</u> 38.24 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。） （省 略） （A）(省 略) （B）化学品及び化学又はその他の調製品 （省 略） <u>ただし、この項には、化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で、ある種の食料品の調製に使用する種類のものを含まない。これらは、その構成材料として又はその性質を改良するため(例えば、パイ、ビスケット、ケーキその他のベーカリー製品の改良剤)に使用されるもので、そのような混合物又は物質自体に栄養価を有する場合、これらの物品は、一般に 21.06 項に属する（38 類総説参照）。</u> 上記の要件を満たすことを条件として、この項に含まれる調製品及び化学品には、次の物品がある。 （1）～（48）(省 略) <u>（49）モノ又はジグリセリドのジアセチル酒石酸エステルに、りん酸三カルシウム又は炭酸カルシウムを混合させたもので、乳化剤として使用するもの。</u> （省 略）	総 説 （同 左） 混合物中に「食用品その他の栄養価を有する物質」が単に存在するだけでは、注 1（b）の適用により当該混合物を 38 類から除外するためには十分でない。<u>注 1（b）により、38 類から除外される混合物は、食料品の調製に使用する種類のものである。</u> 38.24 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。） （同 左） （A）(同 左) （B）化学品及び化学又はその他の調製品 （同 左） <u>ただし、この項には、化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で、ある種の食料品の調製に使用する種類のものを含まない。これらは、その構成材料として又はその性質を改良するため(例えば、パイ、ビスケット、ケーキその他のベーカリー製品の改良剤)に使用する。これらの物品は、一般に 21.06 項に属する。</u> 上記の要件を満たすことを条件として、この項に含まれる調製品及び化学品には、次の物品がある。 （1）～（48）(同 左) （新 規） （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
84.28 その他の持上げ用、荷扱い用、積み込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー） （省 略） （ a ）（ b ）（省 略） <u>（ c ）旅客搭乗橋（84.79）</u> （ d ）（省 略） （ e ）（省 略） （ f ）（省 略） 84.51 洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第 84.50 項の機械を除く。）織物類その他の支持物にベーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械 （省 略） * * * この項には、次の物品も含む。 （ 1 ）～（ 12 ）（省 略） <u>（ 13 ）ホテル、モーター、病院、事務所、レストラン及び学校等の施設（住宅を除く。）において使用されるように設計された、液状洗剤をじゅうたんに注入し、当該洗剤を吸引するじゅうたん清浄用の機器</u> （ 14 ）～（ 18 ）（省 略） 84.79 機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。） （省 略） （ ）（ ）（省 略） （ ）その他の種々の機械類 このグループには、次の物品を含む。 （ 1 ）～（ 28 ）（省 略） （ 29 ）業務用床磨き機 （ 30 ）（ 31 ）（省 略） <u>（ 32 ）旅客搭乗橋：本品は、旅客及び職員が外に出ることなくターミナルビルディングと駐</u>	84.28 その他の持上げ用、荷扱い用、積み込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー） （同 左） （ a ）（ b ）（同 左） <u>（ c ）（同 左）</u> <u>（ d ）（同 左）</u> <u>（ e ）（同 左）</u> 84.51 洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第 84.50 項の機械を除く。）織物類その他の支持物にベーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械 （同 左） * * * この項には、次の物品も含む。 （ 1 ）～（ 12 ）（同 左） <u>（ 13 ）ホテル、モーター、病院、事務所、レストラン及び学校等の施設（住宅を除く。）において使用されるように設計されたじゅうたんの清浄用の機器（ドライクリーニング用のものを除く。）</u> （同 左） 84.79 機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。） （同 左） （ ）（ ）（同 左） （ ）その他の種々の機械類 このグループには、次の物品を含む。 （ 1 ）～（ 28 ）（同 左） （ 29 ）業務用床磨き機：<u>ホテル、モーター、病院、事務所、レストラン及び学校等の施設（住宅を除く。）において使用されるように設計されたじゅうたんの清浄用の機器（ドライクリーニング用のものを除く。）は 84.51 項に属する。</u> （ 30 ）（ 31 ）（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
機中の航空機又は停泊中の船舶若しくはフェリーボートの間の往來を可能にする。本品は、一般的に、基面が円形の組立部品、二以上の長方形の伸縮式のトンネル、車輪式のボギー台車を有する垂直の支柱から成り、ブリッジの前部にキャビンがある。本品は、<u>ブリッジが特定の航空機のドア又は船舶若しくはフェリーボートの左舷（入口）の適切な位置へ調整するため、ブリッジ（すなわち、伸縮部、キャビン、支柱）が伸縮、昇降又は旋回できるよう設計された電気機械又は油圧式装置を有する。海港で使用する種類の旅客搭乗橋には、更に、前部に設置された移動装置（客船又はフェリーボートの左舷（入口）に伸張可能）を備えている。本品自体は、いかなる持上げ、荷扱い、積込み又は荷卸しもできない。</u> <u>ホテル、モーター、病院、事務所、レストラン及び学校等の施設（住宅を除く。）において使用されるように設計された、液状洗剤をじゅうたんに注入し、当該洗剤を吸引するじゅうたん清浄用の機器は、84.51 項に分類される。</u> （省 略） 85.09 家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）～（g）（省 略） <u>（h）ホテル、モーター、病院、事務所、レストラン及び学校等の施設（住宅を除く。）において使用されるように設計された、液状洗剤をじゅうたんに注入し、当該洗剤を吸引するじゅうたん清浄用の機器（84.51）</u> （ij）～（n）（同 左）	（同 左） 85.09 家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。） （同 左） この項には、次の物品を含まない。 （a）～（g）（同 左） <u>（h）真空掃除機型の馬又は牛の手入れ用機器（副次的にきゅう舎の壁を掃除することができるものを含む。）（84.36）</u> （ij）～（n）（同 左）